

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月20日
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 工藤 英之
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部シニアマネージャー 平山 實
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部シニアマネージャー 平山 實
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 (大阪市北区小松原町2番4号) 株式会社新生銀行名古屋支店 (名古屋市中村区名駅三丁目28番12号) 株式会社新生銀行大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地1) 株式会社新生銀行柏支店 (千葉県柏市柏一丁目4番3号) 株式会社新生銀行横浜支店 (横浜市西区南幸一丁目9番13号) 株式会社新生銀行神戸支店 (神戸市中央区三宮町三丁目7番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年8月8日(木)開催の当行取締役会において、海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における当行普通株式の売出し(以下「海外売出し」という。)の実施を承認する旨が決議され、海外売出しが開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、2019年8月20日(火)に海外売出しの売出数及び売出条件、その他海外売出しに関し必要な事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

(2) 売出数

(訂正前)

下記 及び の合計による当行普通株式 29,651,400株(予定)

下記(9)に記載の引受人による買取引受の対象株式として当行普通株式 25,783,900株

下記(9)に記載の引受人に付与される当行普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として当行普通株式 3,867,500株

(注) 海外売出しと同時に、当行株主であるSaturn Sub L.P.、J. Christopher Flowers、Saturn Japan Sub C.V.、Saturn Japan Sub C.V.、SATURN SUB(CAYMAN)EXEMPT LTD.及びThierry Georges Porteが保有する当行普通株式13,883,600株の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)が行われます。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は43,535,000株であり、引受人の買取引受による国内売出しの売出数13,883,600株、海外売出しの売出数29,651,400株(上記 及び の合計)を目処に売出しが行われますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、2019年8月20日(火)から2019年8月23日(金)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)に決定されます。

(訂正後)

下記 及び の合計による当行普通株式 31,932,300株

下記(9)に記載の引受人による買取引受の対象株式として当行普通株式 28,064,800株

下記(9)に記載の引受人に付与される当行普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として当行普通株式 3,867,500株

(注) 海外売出しと同時に、当行株主であるSaturn Sub L.P.、J. Christopher Flowers、Saturn Japan Sub C.V.、Saturn Japan Sub C.V.、SATURN SUB(CAYMAN)EXEMPT LTD.及びThierry Georges Porteが保有する当行普通株式11,602,700株の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)が行われます。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は43,535,000株であり、その内訳は、引受人の買取引受による国内売出しの売出数が11,602,700株、海外売出しの売出数が31,932,300株(上記 及び の合計)であります。

(3) 売出価格

(訂正前)

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)

(訂正後)

1,387円

(4) 引受価額

(訂正前)

未定

(需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。なお、引受価額とは、下記(8)に記載の売出人が下記(9)に記載の引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額をいう。)

(訂正後)

1,336.95円

(なお、引受価額とは、下記(8)に記載の売出人が下記(9)に記載の引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額をいう。)

(5) 売出価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

44,290,100,100円

(上記(2)に記載の当行普通株式を追加的に取得する権利の全てが行使された場合)

(11) 受渡年月日

(訂正前)

2019年8月27日(火)から2019年8月30日(金)までの間のいずれかの日。但し、売出価格等決定日の5営業日後の日とします。

(訂正後)

2019年8月27日(火)

(13) その他の事項

(訂正前)

(前略)

(口) 海外売出しと同時に、引受人の買取引受による国内売出しが行われますが、かかる引受人の買取引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当行株主から2,082,500株を上限として借入れる当行普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が行われる場合があります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(口) 海外売出しと同時に、引受人の買取引受による国内売出しが行われますが、かかる引受人の買取引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した結果、野村証券株式会社が当行株主から借入れる当行普通株式2,082,500株の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が行われま

ず。
(後略)

以 上